

『合理的期間』論者は、

投票価値の不均衡の選挙(=違憲状態の選挙)があつても、

国会は、その是正のために、立法裁量のための『合理的期間』を有している。

よつて、違憲状態の選挙は、『合理的期間』が徒過して初めて、違憲となる

と説く。

『合理的期間』論に従うとしても、以下の理由により、10名の最高裁判事は、

平成26年12月14日衆院選(小選挙区)は、その『合理的期間』が徒過済であるため、「違憲」である

との意見であると、解される。

「国会活動」を行う【正統性の無い議員】は、

憲法改正を発議する 正統性が無い。

III 10名の最高裁判事の、 『合理的期間』についての意見:

1. 上記5名の最高裁判事は、同判決文の中で、補足意見として、上記Iの記述に加え、

〔公職選挙法・平成24年改正法〕の附則の前記の定めに従つて、平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿つた選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」

(強調引用者)

と記述する。

2. 上記IとIII.1.に示す上記5名の最高裁判事の補足意見に照らし、上記5名の最高裁判事は、国会が、当該選挙の選挙区割りが違憲状態であることを知った時(平成24年最高裁大法廷判決の判決日。平成24年10月17日)～平成28年7月某日(次回の参院選の投票日)迄の約3年9ヶ月を、国会の立法裁量のための『合理的期間』と解している、と解される。

3.(1) よつて、上記5名の最高裁判事の意見は、衆院選でも、参院選の場合と同様に、その『合理的期間』を約3年9ヶ月と判断されるであろう、と解される。

その理由は、衆院選に関する『合理的期間』が、参院選に関する『合理的期間』より、長くなければならない、という合理的理由が、全く無いからである。

(2) 更に言えば、

一方で、衆院議員は、任期は4年で、かつ解散に服する(憲法45条)。

他方で、参院議員は、任期は6年で、解散に服しない(憲法46条)。

衆参両院の議員のこの任期の差異に照らし、憲法45、46条は、【衆院選挙は、参院選挙に比べて、経年に応じて、主権者(国民)の意見を、よりタイムリーに反映するよう行われること】

を予定している、と解される。

I 5名の最高裁判事の補足意見:

① 横井龍子; ② 金策誠志; ③ 岡部喜代子; ④ 山浦善樹; ⑤ 山崎敏充の5名の最高裁判事は、平成26年最高裁大法廷判決(参院選(選挙区))の判決文中で、補足意見として、

投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての

国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であつて、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき

喫緊の課題といふべきものである。(強調引用者)

と記述された。

即ち、同5名の最高裁判事は、

投票価値の不均衡の下で行われた選挙(即ち、

違憲状態の選挙)で選出

された議員は、国会の活

動をする正統性がない

旨判断されている。

シリーズ 23 意見広告

意見広告シリーズ(朝日新聞朝刊掲載日)

2013年… ①:4/20 ②:4/21 ③:5/3 ④:5/18 ⑤:5/19 ⑥:6/23

⑦:7/11 ⑧:7/12 ⑨:7/15 ⑩:8/3 ⑪:9/1-3 ⑫:9/7 ⑬:10/11 ⑭:12

⑮:10/18 ⑯:11/12 ⑰:11/14 ⑱:12/18 ⑲:19 ⑳:20

2014年… ㉑:5/3 ㉒:5/23 ㉓:6/7 ㉔:7/11 ㉕:8/27 ㉖:12/8 ㉗:12/8

㉘:12/9 ㉙:10/4 ㉚:11/12 ㉛:12/20 ㉜:12/21

2015年… ㉖:3/5 ㉗:4/6 ㉘:3/11

II 違憲状態選挙で当選した国会議員は、正統性が無い:

- 上記5名の最高裁判事の補足意見に照らせば、違憲状態の選挙で選出された議員は、「国会活動」を行う【正統性の無い議員】でしかない。
- ところが、現在、「国会活動」を行う【正統性の無い議員】が、憲法改正の国会の発議をするための議論をしている。
- しかし、そもそも、

は、憲法98条1項、76条3項、81、45、46、99の各条の各規範に沿うものではない。

イ 何故なら、この議論は、結局、
【国会が、

①附則を設けるか否か、
②仮に、附則を設けるとして、どのような内容の
附則を設けるか】

を決定することにより、
国会が、【合理的期間】の長さを、事実上決定すること】
を許容してしまうからである。

ウ 加えて言えば、【違憲状態選挙で選出された、国会活動を行う正統性の無い衆院議員(小選挙区)が、少なくとも、参院の『合理的期間』(約3年9ヶ月)を超えて、正統性の無いまま、更に、国会活動を継続すること】は、憲法45、46条の規範に違反する、と解される。

(3)(小括)

よつて、憲法45、46条の規範により、衆院の『合理的期間』の長さは、少なくとも、参院の『合理的期間』(3年9ヶ月)と比べて、より長いことはあり得ない、と解される。

5.(1) 大谷剛彦、大橋正春、木内道祥の3名の最高裁判事

は、平成25年大法廷判決で、既に

『平成24年12月16日の衆院選(小選挙区)は、違憲状態であり、かつ『合理的期間』を徒過しているので、「違憲」である』旨

の反対意見を記述されている。

(2) 鬼丸かおる最高裁判事は、既に、平成26年最高裁大法廷判決で、参院選は違憲状態であり、かつ『合理的期間』を徒過しているので、選挙は「違憲」である、との反対意見を記述されている。

(3) 山本麻理最高裁判事は、既に、平成26年最高裁大法廷判決で、選挙は、「違憲無効」である、との反対意見を記述されている。

6. 最高裁大法廷の定員は、15名である。

最高裁大法廷判決は、15名の最高裁判事の多数決で、決せられる。

文責者・升永英俊 弁護士、

久保利英明 弁護士 日比谷パーク法律事務所 代表

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/



一人一票

検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

合併せ EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

